

# 証券外務員一種

## 合言葉de合格！法 サブノート連動問題集

### 4 株式業務(信用取引)

success3.jp

## 【信用取引等 1】

- |    |   |    |   |   |
|----|---|----|---|---|
| 01 | 信用取引における委託保証金の額は約定価額の 30%である。                               | 01 |   | ○ |
| 02 | 約定価額 90 万円の株式を信用取引で売買する時の委託保証金の額は 90 万円×30%=27 万円である。       | 02 | 約定価額の 30%、ただし最低 30 万円以上必要である。                                     | × |
| 03 | 委託保証金の徴収は、売買成立日から起算して 3 営業日目の正午までに 30%以上の委託保証金を顧客から徴収する。    | 03 |   | ○ |
| 04 | 委託保証金は、 <b>その全額</b> を有価証券での代用が可能である。                        | 04 | 現金、有価証券、現金＋有価証券のいずれかで OK。   | ○ |
| 05 | 委託保証金に相場の変動で計算上の利益が発生した場合には、一定の条件のもと、金銭または有価証券を引き出すことができる。  | 05 | 相場の変動で委託保証金に計算上の利益が発生しても、金銭または有価証券を引き出すことはできない。                   | × |
| 06 | 委託保証金に相場の変動で計算上の利益が発生した場合には、他の建て株の保証金に充当することができる。           | 06 | 相場の変動で委託保証金に計算上の利益が発生しても、他の建て株の保証金に充当することはできない。                   | × |
| 07 | 金融商品取引業者が顧客に対して貸し付けるのは、差し入れた委託保証金と約定代金との差額である。              | 07 | 金融商品取引業者が貸し付けるのは、差し入れた委託保証金と約定代金との差額ではなく、約定代金の金額そのものである。          | × |
| 08 | 金融商品取引業者から顧客に対して信用の供与が行われるのは、売買成立の日から 3 営業日目の決済日（＝受渡日）である。  | 08 | 金融商品取引業者から顧客に対して信用の供与が行われるのは、売買成立の日から <b>4 営業日目</b> の決済日（＝受渡日）である | × |
| 09 | 信用取引の決済方法で、買建株を売ることを買戻しという。                                 | 09 | 買建株を売ることを転売という。<br>売建株を買い戻すことで株券を返済することを買戻しという。                   | × |
| 10 | 現引とは、信用取引で買建てた株式を別に資金を用意して（手持ちの資金で）引き取ることである。               | 10 |   | ○ |
| 11 | 売建てていた株式を、手持ちの株式で返済することを現渡しと言い、株式を渡して信用で売建てた売却代金を受け取ることになる。 | 11 |   | ○ |
| 12 | 制度信用取引は、金融商品取引所の規定で銘柄や返済期限等が一律に決められているものである。                | 12 |   | ○ |
| 13 | 制度信用銘柄の選定は、一定の基準を満たした銘柄の中から、顧客が選ぶことができる。                    | 13 | 制度信用銘柄は、金融商品取引所が選定する。   | × |
| 14 | 金融商品取引業者は、日本証券業協会が定めた信用取引開始基準を遵守しなければならない。                  | 14 | 信用取引開始基準は、金融商品取引業者が自分で決めなければならない。                                 | × |
| 15 | 信用取引に係る契約を締結する時は、あらかじめ顧客に対して、契約締結前交付書面を交付しなければならない。         | 15 |   | ○ |

## 【信用取引等 2】

- |    |  |    |   |   |
|----|--|----|---|---|
| 01 | 顧客は制度信用取引にするか、一般信用取引にするかを、売買決済時に選択しなければならない。                   | 01 | 決済時ではなく、信用取引の注文をする時に選択しなければならない。                          | × |
| 02 | 顧客は、毎回毎回、注文の都度、①信用取引であること、②制度信用取引か一般信用取引のいずれか、を指示しなければならない。    | 02 |   | ○ |
| 03 | 信用取引できる銘柄には、国内の取引所に上場されている外国株券が含まれる。                           | 03 |   | ○ |
| 04 | 制度信用取引のできる制度信用銘柄は、金融商品取引所が選定するがさらに一定の基準を満たした銘柄を貸借銘柄という。        | 04 |   | ○ |
| 05 | 制度信用銘柄は（東京証券取引所の場合）、最初の約定値段決定、直前事業年度に債務超過でないこと等の条件をクリアした銘柄。    | 05 |   | ○ |
| 06 | 貸借銘柄は、金融商品取引業者と証券金融会社との間において資金や株券が貸借される銘柄のことである。               | 06 |   | ○ |
| 07 | 信用取引貸株料は、金融商品取引業者が証券金融会社に支払うものである。                             | 07 | 信用取引貸株料は、売り方が金融商品取引業者に支払う。                                | × |
| 08 | 品貸料（逆日歩）は、買い方から徴収して売り方に支払われるものである。                             | 08 | 品貸料（逆日歩）は（金融商品取引業者が）、売り方から徴収して買い方に支払うものである。               | × |
| 09 | 信用取引において、金利は買い方が支払うものである。                                      | 09 |   | ○ |
| 10 | 売り方は、金利をもらえる。  | 10 | 売り方は、信用取引での売り付け代金を買い方に貸すことになるので、金利をもらえる、と思考する（覚える）。       | ○ |
| 11 | 売り方は、信用取引貸株料を支払う（▲）、品貸料を支払う（▲）、金利をもらう（+）である。                   | 11 |   | ○ |
| 12 | 売建株を現渡しで決済した時に売却代金を受け取る時の差引受取金額は、売付金額－委託手数料－信用取引貸株料－品貸料＋金利である。 | 12 |   | ○ |
| 13 | 買建株を転売した場合に受け取る金額は、差損益－委託手数料＋品貸料－金利である。                        | 13 | ※ 注意：受け取り金額を求める問題。<br>次の問題は、必要な金額（手元から出て行く金額）の問題。         | ○ |
| 14 | 買建株を現引きで決済した時に必要な金額は、株券の買い付け金額－委託手数料＋品貸料－金利である。                | 14 | 現引き・・・手持ちの現金で返済。株券を引き取る。<br>「必要な金額は」と必要金額を求める問なので手数料等は加算。 | × |
| 15 | 買建株を現引きで決済した時に必要な金額は、株券の買い付け金額＋委託手数料－品貸料＋金利である。                | 15 |   | ○ |

## 【信用取引等 3】

- |    |   |    |  |   |
|----|---|----|--|---|
| 01 | 国内の金融商品取引所に上場されている外国地方債証券は、制度信用取引の委託保証金の代用有価証券にすることができる。                | 01 |  | ○ |
| 02 | 配当落ちの場合、金融商品取引業者は配当落調整額を売り方から徴収して買い方に支払う。                               | 02 |  | ○ |
| 03 | ガイドライン（日々公表基準）に基づいて、日本証券業協会が日々公表銘柄を公表している。                              | 03 | 日々公表銘柄を公表しているのは、金融商品取引所である。                                | × |
| 04 | 金融商品取引所は、信用取引残高といっしょに日々公表銘柄を公表している。                                     | 04 |  | ○ |
| 05 | 日々公表銘柄は、投資者に信用取引に関する注意を促すためのものであり、信用取引に関する規制銘柄でもある。                     | 05 | 日々公表銘柄は、投資者に信用取引に関する注意を促すためのものであり、信用取引に関する規制銘柄ではない。        | × |
| 06 | 日々公表銘柄は、信用取引を受託する際には、日々公表銘柄に指定されていることを説明しなければならない銘柄である。                 | 06 |  | ○ |
| 07 | 追加保証金（追証）は、約定価格の30%を下回る場合になったら、その30%に達するまでの金額を3営業日目の正午までに差し入れる。         | 07 | 追証は約定価格の20%（維持率）を下回った場合、損失計算の日から3営業日目の正午までに20%に達するまでの金額が必要 | × |
| 08 | 代用有価証券の掛け目は、国債が95%、上場株券が85%、新株予約権付社債券が80%となっている。                        | 08 | 国債・・・95% 地方債・・・85%<br>上場株券・・・80% 新株予約権付社債券・・・80%           | × |
| 09 | （合言葉） 株株（かぶかぶ）80、国（こく）95（くんご）   | 09 | <b>株株（かぶかぶ）80、国（こく）95（くんご）</b>                             | ○ |
| 10 | 600万円の約定価額の場合、現金での委託保証金として必要な金額は600万円×30%=180万円である。                     | 10 |  | ○ |
| 11 | 500万円の国債の場合、代用有価証券の掛け目が95%であるので500万円×95%=475万円の委託保証金額となる。               | 11 |  | ○ |
| 12 | A社株を500円で20,000株買い建てた場合の追加保証金の考え方は500円×20,000×20%=2百万円を維持しなければならない、である。 | 12 |  | ○ |
| 13 | （上記ケースで差入れた）B社株6,000株（差入時700円）が550円に下落しても → 550円×6,000株=330万円である。       | 13 | 550円×6,000株× <b>掛け目80%</b> =264万円である。<br>（20%維持・・・2百万円）    | × |
| 14 | （上記ケースで）A社株が450円（▲50円）に下落した時の差入委託保証金額は264万－（50円×20,000株=100万）=164万円である。 | 14 |  | ○ |
| 15 | （上記ケースで）追加徴収しなければならない追証（追加保証金）の金額は、200万円－164万円=36万円である。                 | 15 | ※ 常に500円×20,000株×20%=200万円を維持する。                           | ○ |

## 証券外務員一種・二種試験の合格応援サイト サクセスキューブ

<http://www.success3.jp>

証券外務員は一種試験も一般に開放されました。  
(二種合格者でなくても一種試験を受験することが  
可能となりました。)

※ サクセスキューブは、二種合格者でなくても一種試験に合格することができるようにオリジナルサブノートを用意いたしました。

また、サブノートに完全連動した問題集も付属しています。

※ サクセスキューブは、証券外務員一種試験・二種試験の合格を応援するサイトです。

合言葉 de 合格した「合格体験記=合格ガイド」やオリジナルサブノートのサンプルを無料で公開しています。

(いつでも・どなたでも無料でダウンロードできます)

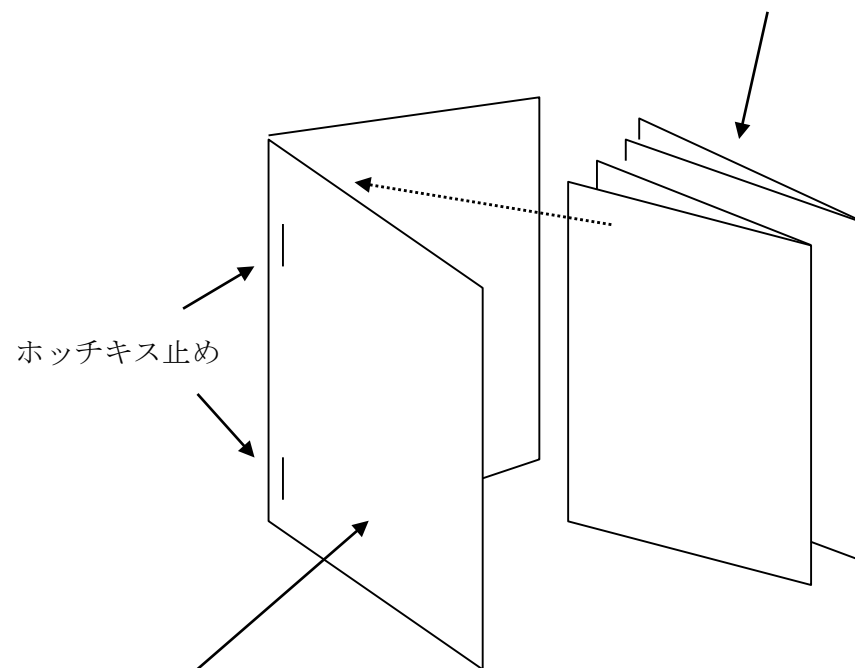
無料ダウンロードできる手づくりのサブノートと  
サブノート連動の手づくり問題集はサイトにて  
お確かめください。

無料ダウンロードはこちらから ⇒ <http://www.success3.jp>

## オリジナルサブノート連動・問題集の使い方

※ このページは説明用ページ（綴り込み不要）です。

前ページまでの問題集ページを山折りにして綴り込む。



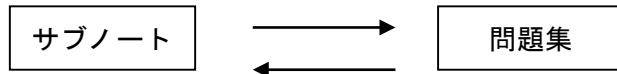
トップページ（1ページ・表紙ページ）を谷折りにして閉じ込む。

※ プリンターで何部でも印刷可能です。  
自宅に、通勤用カバンに、職場などに用意してボロボロになる  
くらいまで活用してください。

※ 正解できるものは、どんどん消し込み（左側の番号に×印）して  
弱点を克服してください。

## オリジナルサブノート連動・問題集の活用方法

この問題集は、手づくりオリジナルサブノート・合言葉 d e 合格！法と完全連動の問題集です。



ぜひ、両者間を行ったり来たりしてください。  
問題集からの刺激が、サブノートを読んだ時のアハ体験！にもつながります。

### ポイント1

目で読む（黙読する）、心の中で独り言をつぶやくように（無声音で）繰り返し・繰り返し（反復×反復）で理解→記憶へと刻みつけてください。

例えば、本問題集の1-01だと以下のようになります。

「信用取引における委託保証金の額は約定価額の30%である。

（○か×か？と心の中で自問する）」

「○！」

「しんようとりひきにおけるいたくしょうきんのがくは、やくじょうかがくの30ぱーせんとである。」

「まる！」というような感じです。

さらに「○」が正解の場合でも、右側に重要な点・解説がありますので、それまで読んで（無声音でつぶやいて）ください。

もちろん×の場合だと、「×（ばつ）！」のあとに正解や解説等を続けて、読んでください。

※ ここでは一瞬（瞬間的に）自分で解答を考えてから（短時間で反応してから）、右の解答を確認しても良いのですが、いちばん最初は、問題文を

読んだらすぐ右の解答を見て、正解を確認、心の中で○とか×とかを問題文に続けて読んでみることもお薦めします。（あくまでも第一回目です。）

※ このやり方で早めに第一回目の問題集踏破が可能になります。  
（ぜひ試してみてください。）

もちろん、一瞬考えてから正確を確認する、というやり方でも構いません。  
要は、繰り返し・繰り返しで、理解から→記憶済みの問題数をだんだんと増やして行ってください。

持ち歩いたり、あるいは何冊か作成して、自宅に職場に、通勤カバンにとスキマ時間を活用するために工夫してください。

### ポイント2

この問題集をICレコーダーに録音して、それこそ通勤時などに耳から聴く・記憶に刻みつけるという方法もあります。  
そのために、長い問題文ではなく二行以内で問題文が終わる形にしてあります。

ですので、ぜひICレコーダーをお持ちの方はご自分の声で録音して、スキマ時間を活用されることをお薦めいたします。

※ 今は安価なものでも倍速とまではいかなくても再生スピードを10%、20%アップできる機種もあります。

（将来的には、mp3ファイル等に音源化してダウンロードできるようにして、お手持ちの音楽プレーヤーやスマートフォンなどで学習できるようにする予定です。）⇒ 順次、YouTube 講座として活用できるようにしてあります。

（サイトにてご確認ください）

※ オリジナルサブノートと手づくり連動問題集の学習方法等につきましてはサイトでも体験的に紹介させていただいております。

⇒ <http://www.success3.jp/>

## 外務員資格試験取得を応援するオリジナルサブノートと問題集について

このオリジナルサブノートと問題集は、最近たくさんの方が馴染みのあるブログ記事・コメント風に（また、ビジネススクールの講義会話風に）作成したものです。（従来の参考書等とは異なるスタイルです。）

まずは外務員資格試験に合格していただくことを最大の使命として誕生しました。

当社のオリジナルサブノートと問題集は、外務員一種試験を受験し最初不合格そして二回目の受験で合格となった個人体験から出題傾向や試験問題パターンを分析した上で、傾向と対策としてオリジナルサブノートと問題集をとりまとめたものです。

よって、出題頻度が低いと予想できるといった内容の記述であっても、それでもって、完全に出題されないと断定するものではありません。

もちろん低い頻度や理解記憶不要であると予想した問題が出題された場合の全責任は当社にあります。

金融商品取引法には

「・・・有価証券の発行及び金融商品等の取引を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品取引等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。」とあります。

当然に金融商品取引業者等とその金融商品取引業者等に勤務する外務員は、金融商品取引法の目的のために重要な役割を果たす必要があり、投資家保護という観点のみならず、資本市場に対して相当な責任を負っていることとなります。

外務員資格取得を目指して試験にチャレンジする皆さんは、決して外務員試験合格がゴールではありません。

合格後も、いろんな制度の情報収集や新たに開発される商品についての知識向上、あるいは経済情勢の判断など、不断の努力がより一層求められることは間違いありません。

当社のオリジナルサブノートと問題集は、二種外務員試験・一種外務員試験の受験生に対して、可能な限り短期間で合格を目指すためにポイントを絞り込んで、『合言葉』というキーワードとイメージを活用しながら、取り組んでいただくことを最大の狙いといたしております。

（なぜなら、受験生によっては仕事や人生の経験から馴染みのない難解な言葉・概念や、そこから用意される問題等の理解・記憶において皮膚感覚で困難を感じている方もいらっしゃるからです。）

つきましては、「外務員試験合格でよし」とすることなく、とりわけ実際の試験の時に間違っていると認識できる範囲の問題や自分なりに不十分だと認識できる分野・概念等々を合格後も追加の学習や不断の努力にてより高い水準へと知識・スキルを高めていかれることをお勧めいたします。

当社といたしましては、一人でもたくさんの方が外務員資格試験に合格されることで、仕事遂行面での貢献やさらなる人生の展開、あるいは就職活動や派遣登録等におかれましてより選択肢が増えることにつながればこれ以上の喜びはございません。

※ なお、オリジナルの手づくりサブノートと問題集は（実際の試験・出題傾向等に際しまして）日本証券業協会さまとは一切関係がございません。

※ あくまでも当社が独自の観点から出題傾向とポイントを分析した上で、記載内容を吟味して作成したものです。

資格試験の学習及び試験本番に臨まれる時にはその旨十分にご了承ください。

いずれにしましてもこのオリジナルサブノートと問題集の記載内容につきましても全責任は当社にあります。

万が一、記載内容そのものの誤謬や記載につきましても不備等が存在した場合の全責任も当社に帰属するものです。